



第3章

英知を伝え、心豊かな明日を
育むまちづくり

～文化・学習の推進～

施策の体系

第3章

英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり ～ 文化・学習の推進 ～

第1節 すべての市民の人権を尊重するまちづくり

- (1) 市民がお互いを尊重し擁護しあうまちにします。
 - ① 人権施策の推進体制を整備します。
 - ② 人権問題について考える機会を提供します。
 - ③ 人権推進活動を行う団体を支援します。
- (2) 人権教育が充実したまちにします。
 - ① 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します。
- (3) お互いの考え方や異なる文化を尊重しあえるまちにします。
 - ① 国際化施策の推進体制を整備します。
 - ② 市民の国際理解を深める機会を提供します。
 - ③ 国際交流活動を行う団体を支援します。
 - ④ 佐倉市に住む外国人の生活を支援します。
- (4) 一人ひとりが平和の大切さを理解するまちにします。
 - ① 市民に平和の大切さを啓発します。

第2節 学校で楽しく安心して学べるまちづくり

- (1) 子どもたちが学校で確かな学力を身につけられるまちにします。
 - ① 効果的な学力向上について研究します。
 - ② 教職員の指導力を向上します。
 - ③ 子どもたちの学習意欲を高める授業を行います。
 - ④ 子どもたちの読書環境を整備します。
- (2) 子どもたちが学校で豊かな人間性を身につけられるまちにします。
 - ① 道徳教育を充実します。
 - ② 子どもたちの規範意識や公共心を育みます。
 - ③ 子どもたちの職業に対する関心を高めます。
- (3) 子どもたちが学校で健康で安心して学習できるまちにします。
 - ① 子どもたちの体力向上に向けて事業を推進します。
 - ② 子どもたちの健康に対する意識や自己管理能力を育みます。
 - ③ 食に関する指導を充実します。
 - ④ 学校の防犯上の安全を確保します。
 - ⑤ 通学における安全を確保します。
 - ⑥ 通学区域制度を弾力的に運用します。
 - ⑦ 学校施設の安全性・快適性を確保します。
 - ⑧ 教育に関する相談体制を充実します。
 - ⑨ 不登校やいじめ問題に取り組みます。
 - ⑩ 就学困難者に対して教育に係る支援を行います。
 - ⑪ 障害をもつ子どもたちの学習を支援します。
- (4) 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします。
 - ① 学校に関する情報を提供します。
 - ② 開かれた学校づくりを推進します。

第3節 みんなで青少年を育てるまちづくり

- (1) 地域と行政が連携して青少年を育てるまちにします。
 - ① 青少年育成施策の推進体制を整備します。
 - ② 青少年がまちづくりを考える機会を提供します。
- (2) 青少年が自立をめざして生きるまちにします。
 - ① 青少年が自主性、社会性を学ぶ体験活動の機会を提供します。
 - ② 青少年に対して社会的自立を促す機会を提供します。
 - ③ 青少年活動を行う市民、団体を支援します。
 - ④ 青少年活動の担い手を育成します。
 - ⑤ 青少年の規範意識やモラル、思いやりの心を醸成します。
- (3) 青少年が安心して育つまちにします。
 - ① 青少年を取り巻く有害環境対策に取り組みます。
 - ② 青少年が悩みを相談できる体制を整備します。

第4節 だれでも楽しく学習できるまちづくり

- (1) 生きがいをもって暮らせるまちにします。
- ① 生涯学習施策の推進体制を整備します。
 - ② 市民の生きがいをもつきっかけとなる学習機会を提供します。
 - ③ 市民の生涯学習活動を支援します。
 - ④ 生涯学習に関する情報提供を充実します。
- (2) 郷土に学び、地域への愛着を深め、文化を創るまちにします。
- ① 佐倉学に関連する事業を推進します。
 - ② 民俗資料、伝統文化、地域資源を活用した生涯学習事業を推進します。
- (3) 生涯学習が活きるまちにします。
- ① 地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。
 - ② 地域活動に関する情報（公民館・図書館等）提供を充実します。
- (4) 地域が子どもたちを育てるまちにします。
- ① 家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動に関する事業を推進します。
- (5) 生涯学習環境が充実したまちにします。
- ① 生涯学習が充実する環境を整備します。

第5節 個性ある文化を創造し、継承するまちづくり

- (1) 芸術文化活動の盛んなまちにします。
- ① 芸術文化に触れる機会を提供します。
 - ② 市民による芸術文化活動を支援します。
 - ③ 芸術文化に関する学習機会と情報提供を充実します。
- (2) 地域の歴史、文化に愛着のもてるまちにします。
- ① 市内に残る文化財や文化資産を保存活用します。
 - ② 文化財や文化資産の保存活用の意識を啓発します。

第6節 スポーツシーンのあるまちづくり

- (1) 生涯スポーツの盛んなまちにします。
- ① スポーツ振興施策の推進体制を整備します。
 - ② スポーツを楽しむ機会を提供します。
 - ③ 地域のスポーツ団体の活動を支援します。
 - ④ 地域のスポーツ活動の担い手を育成します。
 - ⑤ スポーツに関する知識・情報を提供します。

第1節 すべての市民の人権を尊重するまちづくり

現況と課題

人類は、20世紀に二度の世界大戦を経験し、平和がいかにかけがえのないものであるかを学びました。しかし、現実には世界各地で、テロや地域紛争が起きており、これによる飢餓や貧困などによって多くの尊い命が失われています。また、国内では、同和問題をはじめとする様々な人権問題に加え、児童虐待や家庭内暴力など、新たな人権に関する問題も生じています。

本市では、平成7年（1995年）に平和都市宣言と佐倉市平和行政の基本に関する条例を定め、世界の恒久平和の実現に向かって努力することを誓いました。また、平成9年（1997年）には、人権尊重・人権擁護都市宣言を定め、基本的人権を正しく理解し人権感覚の向上に努めることを誓いました。

現在、国際化の進展や情報伝達の高度化・グローバル化も急速に進んでおり、世界との距離は確実に身近なものになってきています。さらに、国内においても外国人とのふれあいや交流の機会も増えてきています。こうした状況にあつて、私たちには、国際的な視野と豊かな国際感覚を持ち、異なる文化を理解、尊重しながら、共存していくことが期待されています。

基本方針

- ・人権に対する正しい理解と人権感覚の向上を促進するため、人権に関する学習機会を提供します。また、市民のみなさんとともに、人権施策の推進に取り組みます。
- ・平和都市宣言及び平和条例に基づき、平和意識の普及・啓発に取り組みます。
- ・国際的な視野と豊かな国際感覚を持ち外国人相互の国際理解を深めるため、外国人への学習機会や生活情報を提供するとともに、市民同士の交流を促進するための事業を展開します。



佐倉国際スピーチコンテスト



平和の鐘

施策の体系

- (1) 市民がお互いを尊重し擁護しあうまちにします。
- ① 人権施策の推進体制を整備します。
 - ② 人権問題について考える機会を提供します。
 - ③ 人権推進活動を行う団体を支援します。
- (2) 人権教育が充実したまちにします。
- ① 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します。
- (3) お互いの考え方や異なる文化を尊重しあえるまちにします。
- ① 国際化施策の推進体制を整備します。
 - ② 市民の国際理解を深める機会を提供します。
 - ③ 国際交流活動を行う団体を支援します。
 - ④ 佐倉市に住む外国人の生活を支援します。
- (4) 一人ひとりが平和の大切さを理解するまちにします。
- ① 市民に平和の大切さを啓発します。

施策の説明

(1) 市民がお互いを尊重し擁護しあうまちにします。

①人権施策の推進体制を整備します。

時代に応じた新たな人権施策推進指針の策定や組織の充実等を行い、総合的に人権施策を推進します。

主な実現方策

- 人権啓発の効果的な推進を図るため、人権施策推進指針の策定に取り組みます。

②人権問題について考える機会を提供します。

市民の人権問題に対する関心を高めるため、「人権尊重・人権擁護都市宣言」の周知に努めるとともに、人権啓発事業を実施し、人権意識の定着を図ります。

主な実現方策

- 人権啓発事業を通して、人権尊重の理念の普及に努めます。



人権啓発イベント「さくらヒューマントーク」

③人権推進活動を行う団体を支援します。

市民や事業者と協力して、人権施策の推進に取り組みます。また、人権擁護や人権意識の啓発を適切に進めるとともに、人権推進活動団体の取り組みを支援します。

主な実現方策

- 人権推進活動を行う団体に対して支援を行います。

(2) 人権教育が充実したまちにします。

①人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します。

多くの市民が、同和問題をはじめとして、人権に対する正しい知識を深めていくために、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育が連携を図りながら、人権に関する講座等の学習機会を提供します。

主な実現方策

- 人権に関する講座、学習会等を実施します。

(3) お互いの考え方や異なる文化を尊重しあえるまちにします。

①国際化施策の推進体制を整備します。

国際化が進む中、外国人市民や外国人の旅行者は年々増加しています。諸外国の人々とお互いに理解し合い、信頼関係を築いていくために、「(仮)国際化基本構想」を策定し、それに沿って施策を推進します。

主な実現方策

- 市の国際化施策に係る方針を策定し、総合的に推進します。

②市民の国際理解を深める機会を提供します。

海外の政治・文化・経済等に関する有識者の講演等を通じ、市民の国際理解を深める機会を提供します。

主な実現方策

- 国際理解を啓発する事業を行います。

③国際交流活動を行う団体を支援します。

国際交流活動は、市だけではなく、さまざまな主体の協力がなければ推進できません。国際交流事業を推進している団体を支援していきます。

主な実現方策

- (財)国際交流基金の活動を支援します。
- 佐倉日蘭協会の活動を支援します。

④佐倉市に住む外国人の生活を支援します。

本市に在住する外国人と市民が交流を深めるためには、まちを外国人にとって住みやすくすることが必要です。そこで、外国人に対して学習機会や生活情報を提供します。

主な実現方策

- 帰国子女や外国人児童生徒に日本語適応指導を実施します。



日本語講座

(4) 一人ひとりが平和の大切さを理解するまちにします。

①市民に平和の大切さを啓発します。

世界の恒久平和の実現を目指す「平和都市宣言」及び「佐倉市平和行政の基本に関する条例（平和条例）」に基づき、市民に平和意識を啓発するため、平和事業を展開します。

主な実現方策

- 平和使節団の派遣などの平和啓発事業を推進します。



佐倉市平和使節団

第2節 学校で楽しく安心して学べるまちづくり

現況と課題

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境の変化、生活様式の多様化等にもない、学校教育は大きな転換期を迎えています。

今後の学校教育においては、児童・生徒に確かな学力が身につくよう絶えず研究し、取り組みを進めるとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間形成や、社会の変化に対応できる「生きる力（※1）」を身につけた、健康で心豊かな人づくりをめざす教育の推進が求められています。

近年、全国各地で学校内において、防犯上の安全性が問われる重大な事件が起きており、防犯対策の強化が求められています。また、学校施設は、地震等の災害時に児童・生徒の生命を守るとともに、地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は不可欠であります。

いじめ、不登校など精神的な悩みを持つ児童・生徒の増加が深刻な問題になっており、学校・家庭・地域社会が連携した適切かつ総合的な対応が求められています。さらに、「生きる力」の核となる豊かな人間性を培う道徳教育が重要になってきています。

教職員については、自らを律し、自ら豊かな人間性の涵養に努めるとともに、社会の変化に対応した指導と意識改革が求められています。

今後の学校教育のあり方に関しては、保護者や地域の声を反映する開かれた学校づくりが求められています。

基本方針

次代を担う子どもたちが学ぶことへの意欲や時代の変化に的確に対応できる力を育てるため、家庭及び地域社会とも連携して、心の教育を基盤とした「生きる力」を育む教育の実践と、知・徳・体の調和のとれた教育を展開します。

（※1）生きる力 … 中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）で「これからの社会においてはぐむべき」と指摘された子どもたちの以下の資質や能力等のことです。

- ①自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、感動する心など、豊かな人間性
- ③たくましく生きるための健康や体力



白銀小学校（平成16年4月開校）



市役所見学をする小学生

施策の体系

- (1) 子どもたちが学校で確かな学力を身につけられるまちにします。
- ① 効果的な学力向上について研究します。
 - ② 教職員の指導力を向上します。
 - ③ 子どもたちの学習意欲を高める授業を行います。
 - ④ 子どもたちの読書環境を整備します。
- (2) 子どもたちが学校で豊かな人間性を身につけられるまちにします。
- ① 道徳教育を充実します。
 - ② 子どもたちの規範意識や公共心を育みます。
 - ③ 子どもたちの職業に対する関心を高めます。
- (3) 子どもたちが学校で健康で安心して学習できるまちにします。
- ① 子どもたちの体力向上に向けて事業を推進します。
 - ② 子どもたちの健康に対する意識や自己管理能力を育みます。
 - ③ 食に関する指導を充実します。
 - ④ 学校の防犯上の安全を確保します。
 - ⑤ 通学における安全を確保します。
 - ⑥ 通学区域制度を弾力的に運用します。
 - ⑦ 学校施設の安全性・快適性を確保します。
 - ⑧ 教育に関する相談体制を充実します。
 - ⑨ 不登校やいじめ問題に取り組みます。
 - ⑩ 就学困難者に対して教育に係る支援を行います。
 - ⑪ 障害をもつ子どもたちの学習を支援します。
- (4) 地域から信頼され地域に支えられる学校のあまるまちにします。
- ① 学校に関する情報を提供します。
 - ② 開かれた学校づくりを推進します。

施策の説明

(1) 子どもたちが学校で確かな学力を身につけられるまちにします。

①効果的な学力向上について研究します。

子どもたちの確かな学力の向上を目指すためには、教育課題の分析や対処を適切に行う必要があります。平成15年度に設置した「佐倉市教育センター」を中心として、教育課題について調査・研究し、指導に反映させていきます。

主な実現方策

- 教育センターで学習状況調査等を実施します。

②教職員の指導力を向上します。

子どもたちが学習意欲を持って確かな学力を身につけるためには、指導にあたる教職員の資質の向上が求められます。教職員の意識や指導力を高めるための研修等の事業を実施します。

主な実現方策

- 教職員に対して資質向上のための各種研修を実施します。

③子どもたちの学習意欲を高める授業を行います。

子どもたちの自ら学ぼうとする意欲は、基礎的学力の定着度に大きく影響します。そこで、子どもたちの学習意欲を喚起し個性を伸張するような創意工夫溢れる授業を行います。

また、身近な物産や文化資産等の素材を教材として活用し、郷土意識を育む授業を行います。

主な実現方策

- 社会人を活用した授業を実施します。
- 外国人を活用した英語の授業や国際理解教育を実施します。



市の職員の解説を聞きながら、屋形船で印旛沼観察をする子どもたち

④子どもたちの読書環境を整備します。

読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で不可欠なものです。このような子どもたちの読書活動の重要性にかんがみ、本市では現在、全ての小・中学校で読書の時間を設けています。今後、更に子どもたちの読書活動を推進します。

主な実現方策

- 学校図書館の利用を増加させ、子どもたちの読書活動を推進します。

(2) 子どもたちが学校で豊かな人間性を身につけられるまちにします。

①道徳教育を充実します。

子どもたちが豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めることができるよう、子どもたちの道徳意識の現状と課題を把握し、適切な道徳教育の充実を図ります。

主な実現方策

- 教育センターで道徳教育に関する調査研究を行います。

②子どもたちの規範意識や公共心を育みます。

子どもたちの協調性や社会性が養われるよう、社会生活に関する学習や、福祉教育、世代間交流、社会参加を促進するためのボランティア活動等を推進します。

主な実現方策

- 子どもたちの校外活動事業を推進します。

③子どもたちの職業に対する関心を高めます。

子どもたちが自ら自分の将来について考えることができるよう、中学校においては、一人ひとりにあった進路指導を行うほか、子どもたちが勤労観、職業観を育むことができる教育に取り組みます。

主な実現方策

- 職業観、勤労観を身につけ主体的に進路を選択する能力を育てる教育を行います。

(3) 子どもたちが学校で健康で安心して学習できるまちにします。

①子どもたちの体力向上に向けて事業を推進します。

社会環境、生活様式や家庭環境などの変化は、運動の機会の減少や生活習慣の変化を招いており、子どもたちの心身の発達に様々な影響を与えています。子どもたちの走・跳・投の能力や握力の年次推移の長期的な傾向をみると、多くの部門で低下傾向にあります。このことから、子どもの体力増強のための教育や各種事業に取り組みます。

主な実現方策

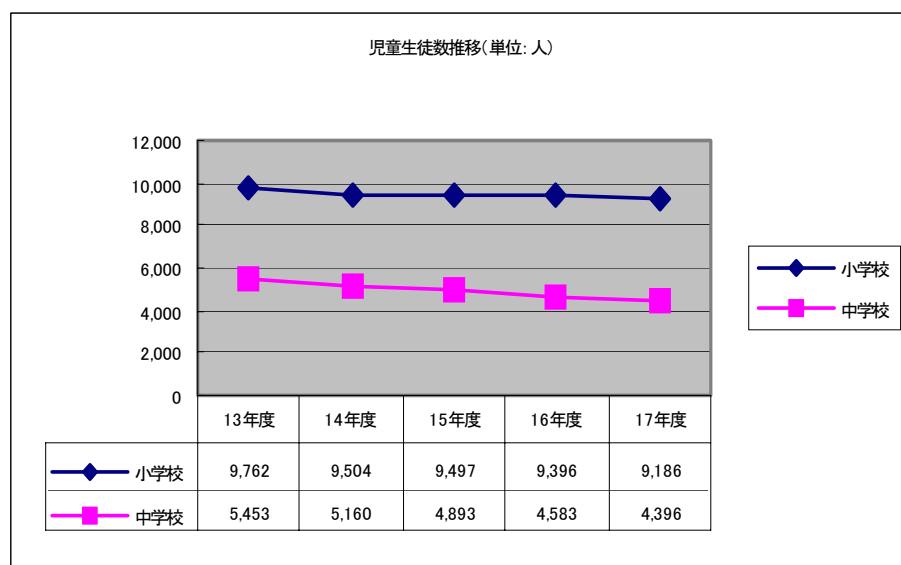
- 子どもたちの体力向上のための大会等を実施します。

②子どもたちの健康に対する意識や自己管理能力を育みます。

学校における健康教育の一層の充実が求められている中、子どもたちの健康を維持・増進するための制度の適正な運用を図るとともに、学校施設の快適な環境を維持します。

主な実現方策

- 児童、生徒、園児の定期・臨時健康診断を実施します。



③食に関する指導を充実します。

学校給食を通して「食」に関する指導の充実を図り、子どもたちが正しい食習慣や知識を身に付けることができる取り組みを進めます。

主な実現方策

- 小・中学校で学校給食を実施し、家庭・地域と連携を図りながら食育を推進します。
- 老朽化した小・中学校給食室の改修工事を実施します。



「食」に関する指導を行う学校栄養職員

④学校の防犯上の安全を確保します。

学校における防犯上の安全性を確保するため、学校での防犯対策マニュアルに基づく訓練の実施など、学校による防犯対策の強化を進めるとともに、保護者や地域の方々との連携による防犯対策についての取り組みを進めます。

主な実現方策

- 学校における防犯安全マニュアルを作成し、これに基づく指導を行います。また、地域住民と連携して学校内の防犯活動を推進します。

⑤通学における安全を確保します。

子どもたちの通学時における安全を確保するため、交通安全教育の徹底や、保護者と地域との十分な連携に努めます。

主な実現方策

- 通学路の安全確保のため、巡回警備を行います。また、交通安全教室を開催するなど、意識啓発を図ります。

⑥通学区域制度を弾力的に運用します。

小中学校の通学区域の設定にあたっては、佐倉市学区審議会を開催し、総合的な視点から通学区域についての検証を行い検討を進めていますが、新たな時代の変化や学校の実状に応じた学区のあり方についてさらに研究します。

主な実現方策

- 適正な通学区域制度の運用を図ります。

⑦学校施設の安全性・快適性を確保します。

学校施設は子どもたちの学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たす重要な施設です。これらの機能を確保するため、耐震化をはじめとする整備・改修事業を推進します。

主な実現方策

- 小・中学校施設の耐震性を確保するため改築改修工事を実施します。また教室不足への対応として仮設教室の設置や校舎棟の増築を行います。



学校施設の改築を推進します。
(写真は上志津中学校体育館(平成17年度整備済))

⑧教育に関する相談体制を充実します。

子どもたちの心の悩み等さまざまな相談に対応するため、一人ひとりの子どもたちの心に沿った指導、相談ができる体制を整備します。また、保護者や教職員からの相談にも応じる体制を整備します。

主な実現方策

- 学校教育相談員等を活用し、児童、生徒との教育相談を充実します。

⑨不登校やいじめ問題に取り組みます。

学校教育における大きな課題である「いじめ」や「不登校」の件数は減少傾向となっていますが、次代を担うすべての子どもたちが健全に、たくましく成長するためには、早急に解決を図らなければならない課題です。このことから、継続して「いじめ」や「不登校」を更に減じるための指導方法等を研究します。

主な実現方策

- 不登校、いじめ問題に関する調査を行い、その結果を分析し、改善の方向を示します。

⑩就学困難者に対して教育に係る支援を行います。

経済的理由等で就学が困難な子どもたちの学習環境を確保するため、奨学金制度等により支援し、経済的負担を軽減します。

主な実現方策

- 経済的事由により就学が困難な児童・生徒の保護者等に対して、学校教育に必要な支援を行います。

⑪障害をもつ子どもたちの学習を支援します。

障害をもつ子どもの特性にあわせ、その子どもに最もふさわしい学習環境を提供します。また、特別支援教育を実施します。

主な実現方策

- 障害をもった子どもたちの学ぶ機会を保障するため、心身障害児就学指導委員会を開催し、適切な就学指導の実現を図ります。

(4) 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします。**①学校に関する情報を提供します。**

家庭や地域社会に対して、学校に関する情報を積極的に公表します。

主な実現方策

- 各学校の運営や現状について評価し、結果公開に努めます。

②開かれた学校づくりを推進します。

子どもたちの成長を支援する取り組みについては、地域と学校との連携が重要です。そこで、地域住民が来校できる機会を増やし、地域住民と学校との交流を推進します。また、学校評議員会や学校運営委員会を活発化させ、地域や保護者の声をより学校運営に反映させます。

主な実現方策

- 学校と地域が連携し、よりよい教育環境を築くために、情報提供や意見交換を積極的に行います。

第3節 みんなで青少年を育てるまちづくり

現況と課題

次代を担う青少年が、創造的で豊かな人間に成長することは、すべての市民の願いであり、社会の発展にとって極めて大切なことです。

青少年が、21世紀のまちづくりの主役として新しい社会を切り拓いていけるような環境を整備していくことは、私たち大人と社会に課せられた責務といえます。

近年、家庭における教育力の低下や地域の連帯感の希薄化、社会環境の悪化などにより、自己中心的で協調性、社会性、自主性に欠ける青少年の増加が問題視されています。

学校・家庭・地域社会が十分に連携し、相互に支え合いながら一体となって青少年に対する教育力を高める必要があります。

青少年をめぐるさまざまな課題に対応し、一人ひとりの青少年が自らの夢を育み、目標に向かって挑戦し、幅広く活躍できるような地域社会を築くためには、多くの分野にかかわる青少年育成施策を推進していくことが重要です。また、青少年の抱える悩み、家庭生活の諸問題等についての相談体制を確立するとともに、関係機関が連携を強化し、総合的に指導、支援していく必要があります。

基本方針

青少年が、自主自立の精神や豊かな人間性を育み、社会規範意識を含む社会性を身につけるための取り組みを推進するよう、地域ぐるみ、市民ぐるみで青少年の健全育成のための環境づくりを行い、青少年活動の活性化と社会参加を促進します。



佐倉市ヤングプラザ



「ものづくり教室」の様子

施策の体系

- (1) 地域と行政が連携して青少年を育てるまちにします。
- ① 青少年育成施策の推進体制を整備します。
 - ② 青少年がまちづくりを考える機会を提供します。
- (2) 青少年が自立をめざして生きるまちにします。
- ① 青少年が自主性、社会性を学ぶ体験活動の機会を提供します。
 - ② 青少年に対して社会的自立を促す機会を提供します。
 - ③ 青少年活動を行う市民、団体を支援します。
 - ④ 青少年活動の担い手を育成します。
 - ⑤ 青少年の規範意識やモラル、思いやりの心を醸成します。
- (3) 青少年が安心して育つまちにします。
- ① 青少年を取り巻く有害環境対策に取り組みます。
 - ② 青少年が悩みを相談できる体制を整備します。

施策の説明

(1) 地域と行政が連携して青少年を育てるまちにします。

① 青少年育成施策の推進体制を整備します。

本市に住む青少年が心豊かに成長するよう、「青少年育成計画」を策定し、これに沿って青少年育成施策を総合的・体系的に推進します。

主な実現方策

- 青少年育成計画を作成し、総合的に青少年施策を推進します。

② 青少年がまちづくりを考える機会を提供します。

青少年がまちづくりに関心を持つきっかけとなる機会を提供し、市政やまちづくりに対する関心を喚起します。

主な実現方策

- 青少年が自ら企画を考え自ら実行する機会を提供します。

佐倉市ヤングプラザ利用状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
開館日数	291	291	345	346	345
利用人数	26,276	23,760	27,456	27,239	26,356

(平成14年度より日曜日・祝日も開所しています。)



佐倉市ヤングプラザ

(2) 青少年が自立をめざして生きるまちにします。

① 青少年が自主性、社会性を学ぶ体験活動の機会を提供します。

子どもたちの「生きる力」の欠如が全国的な課題となっています。また、他者とのコミュニケーションが苦手な子どもが増えています。これらに対応するためには、子どもたちの自主性や社会性を身につけることが大切であると考えられることから、他の年代層や大人との体験活動機会を提供する取り組みを行います。

主な実現方策

- 子どもたちの体験活動や地域の人たちとの交流を通じたさまざまな活動機会を提供します。



「ものづくり教室」(佐倉市ヤングプラザ)

② 青少年に対して社会的自立を促す機会を提供します。

青少年が、社会に責任を負う市民の一員であり、また、まちづくりの担い手であることの自覚を促すための事業を充実します。

主な実現方策

- 新成人を中心とした組織の運営により「新成人のつどい」を実施します。



「新成人のつどい」

③ 青少年活動を行う市民、団体を支援します。

子どもたちが自主性や社会性を育むことを目的として、各地区の住民会議や青少年相談員、地区子ども会等の、異年齢交流を行っている地域活動団体を支援します。

主な実現方策

- 青少年に対してヤングプラザ等の活動拠点を提供します。

④ 青少年活動の担い手を育成します。

青少年活動を支える地域の人材が不足していることから、さまざまな世代の方に青少年の活動への参画を促進します。また、異年齢交流をサポートする青少年リーダーを育成します。

主な実現方策

- 青少年活動の担い手を育成する講習会やイベントを実施します。



ジュニアリーダー
(子ども会等活動で中心的役割を担う学生)

⑤青少年の規範意識やモラル、思いやりの心を醸成します。

青少年が、命の大切さや社会のルール、物事の判断基準などを身につけられるよう、各種ボランティア活動等を行う機会を提供します。

主な実現方策

- 人や地域との交流、体験を通じ、青少年の育成に資する事業を実施します。

(3) 青少年が安心して育つまちにします。

①青少年を取り巻く有害環境対策に取り組めます。

青少年の問題行動は、社会環境と密接に繋がっています。そこで、青少年に対する悪影響を誘発するおそれのある環境の改善に努めます。

また、青少年の問題行動を防止するための地域の活動を支援します。

主な実現方策

- 青少年問題に関する自主的な活動（環境浄化、非行防止、レクリエーション等）を実施する団体を支援します。

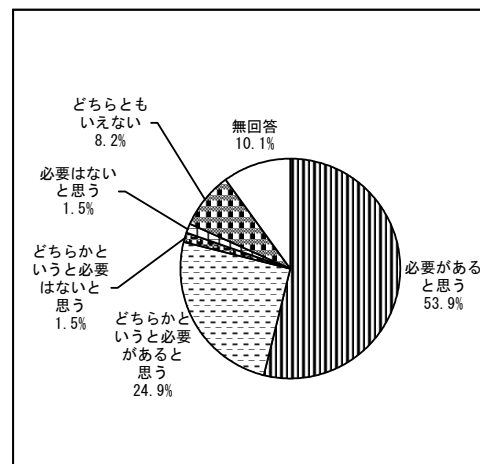
②青少年が悩みを相談できる体制を整備します。

青少年の問題行動等の予防や再発防止のため、関係機関との連携体制を強化するとともに、保護者や青少年に支援・指導が行えるような相談体制を整備します。

主な実現方策

- 家庭教育電話相談と学校教育電話相談を統合して、ヤングプラザ内に教育電話相談室を設置し、幅広く教育に関する相談を受け付けます。

図 地域全体での子育ての必要性
(回答総数:547人、単位:%)



佐倉市市民意識調査（平成16年度）より

第4節 だれでも楽しく学習できるまちづくり

現況と課題

市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化、余暇時間の増大に伴い、より豊かで充実した生活が求められています。そして、多くの市民が、生涯を通して学ぶことを始めています。

近年では、知りたい、学びたいといった市民の学習意欲はさらに高まりを見せ、学んだことを地域活動に結びつけていく市民も増えています。

一方、家庭や地域の教育力の低下も大きな課題となっています。次代を担う子どもたちの教育に、家庭・地域・学校が連携して取り組む必要があります。

本市では、公民館や図書館等、市民が学習の場として利用できる施設の整備や学習機会の提供に努めてきました。今後はさらに、生涯学習活動を通してまちづくりを担う人材の育成を図り、市民との協働を進めるとともに、社会状況の変化や学習ニーズに対応した学習機会の充実や生涯学習環境の提供を図っていく必要があります。

基本方針

- ・市民が生涯学習により楽しみや生きがいをもてるよう、さまざまな学習ニーズに対応した総合的な推進体制を整備します。また、公民館や図書館等の拠点を利用した学習機会を提供し、自発的な活動を支援するとともに、各種情報の提供により、学習活動への参加意識の啓発を図ります。
- ・郷土の歴史や文化を知ることにより郷土への愛着を深め、そして新しい地域文化を創造するために、「佐倉学」に関する事業を推進します。
- ・生涯学習をまちづくり活動に活かすため、地域活動を担う人材の育成に努めます。
- ・子どもたちの成長には、地域教育や家庭教育が欠かせないことから、地域における体験学習や家庭教育に関する学習を支援します。
- ・生涯学習環境を整備するため、公民館や図書館の充実を図るとともに学校との連携を強化します。



図書資料を検索する子どもたち

施策の体系

- (1) 生きがいをもって暮らせるまちにします。
- ① 生涯学習施策の推進体制を整備します。
 - ② 市民の生きがいをもつきっかけとなる学習機会を提供します。
 - ③ 市民の生涯学習活動を支援します。
 - ④ 生涯学習に関する情報提供を充実します。
- (2) 郷土に学び、地域への愛着を深め、文化を創るまちにします。
- ① 佐倉学に関連する事業を推進します。
 - ② 民俗資料、伝統文化、地域資源を活用した生涯学習事業を推進します。
- (3) 生涯学習が活きるまちにします。
- ① 地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。
 - ② 地域活動に関する情報（公民館・図書館等）提供を充実します。
- (4) 地域が子どもたちを育てるまちにします。
- ① 家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動に関する事業を推進します。
- (5) 生涯学習環境が充実したまちにします。
- ① 生涯学習が充実する環境を整備します。

施策の説明

(1) 生きがいをもって暮らせるまちにします。

①生涯学習施策の推進体制を整備します。

市民の学習ニーズが多様化・高度化してきています。これに対応し、市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するためには、各種施策を総合的に推進する体制を整備することが必要です。このため「佐倉市生涯学習推進計画」に基づき総合的に生涯学習施策を推進します。

主な実現方策

- 生涯学習推進計画に基づき、総合的に施策を推進します。

②市民の生きがいをもつきっかけとなる学習機会を提供します。

余暇の増加等から、生きがいを求める市民が多くなっています。生涯学習活動がより活性化するよう、公民館や図書館等身近な拠点を利用した生涯学習機会を提供します。

主な実現方策

- 生涯学習活動を推進するための各種事業の実施や、生涯学習情報の提供を行います。
- 市内の教育機関等と連携して、市民が誰でも参加できる学習機会を提供します。



市民カレッジ（中央公民館）

③市民の生涯学習活動を支援します。

生涯学習活動を自発的に行う市民、団体が増えています。このため、学習活動がより活性化するよう、活動に対する助言等の支援を行います。

主な実現方策

- 生涯学習活動をしたい市民に公民館等の施設や機能を貸し出します。

④生涯学習に関する情報提供を充実します。

各種講座、学習等に関する情報誌の発行や、ホームページによる情報発信を行い、生涯学習活動に対する関心、参画意識を高めます。

主な実現方策

- 生涯学習イベント等に関する情報提供を行います。

(2) 郷土に学び、地域への愛着を深め、文化を創るまちにします。

①佐倉学に関連する事業を推進します。

本市では、身近な文化資産等の素材を教材とすることで、郷土への愛着を深め、新しい地域文化を創ることを目的とした「佐倉学」を平成15年度に提唱し、これに関連する事業を実施しています。今後も公民館や図書館を中心に、佐倉学（「佐倉っ子塾」を含む）に関する事業を推進します。

主な実現方策

- 公民館と図書館が連携して佐倉学関連事業を実施します。

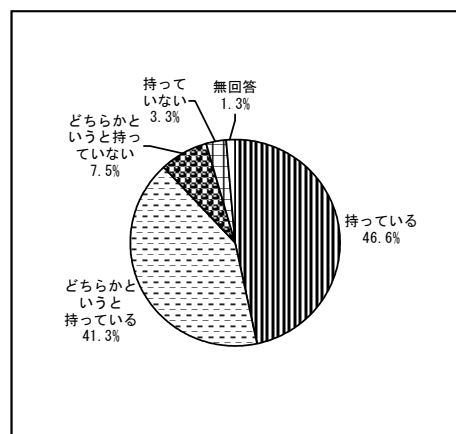
②民俗資料、伝統文化、地域資源を活用した生涯学習事業を推進します。

郷土を学ぶことにより郷土に対する愛着を深めることを目的として、公民館や図書館が所有する地域の財産を活用した生涯学習事業を推進します。

主な実現方策

- 地域にまつわる図書資料を収集し、地域に関する学習資料として活用します。

図 地域や佐倉市への愛着
(回答者総数：547人、単位：%)



市民意識調査（平成16年度）より

(3) 生涯学習が活きるまちにします。

①地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。

市民が公益に資することを目的に行う地域活動に参画することは、まちづくりに大きく寄与します。自らの生きがいの一つとして、多くの仲間とともにまちづくりを考え、実践する市民を支援し、まちづくり活動を担う人材を育成します。

主な実現方策

- 公民館事業等を通じて地域活動を担う人材育成と活動支援を行います。

②地域活動に関する情報（公民館・図書館等）提供を充実します。

自らの生きがいの一つとして、多くの仲間とともにまちづくりを考え、実践する契機となる学習情報の提供を充実します。

主な実現方策

- 生涯学習を通じた地域活動情報を提供します。

(4) 地域が子どもたちを育てるまちにします。

①家庭教育事業や地域の子育て事業、子どもたちの体験活動に関する事業を推進します。

学校教育とともに、地域教育や家庭教育の重要性が高まっていることから、保護者に対して家庭教育に関する学習機会や知識・情報を適切に提供します。また、子どもたちの豊かな人間性を培うため、地域のさまざまな活動主体による体験学習を支援します。

主な実現方策

- 家庭教育学級の実施や情報提供冊子の発行など、家庭の教育力向上のための支援を推進します。

(5) 生涯学習環境が充実したまちにします。

①生涯学習が充実する環境を整備します。

市民の自発的な学習活動を支援していくため、身近な学習の場である公民館や図書館等の生涯学習関連施設の充実を図るとともに、学校との連携を強化します。

主な実現方策

- 安全で使いやすい施設を維持し、市民が利用しやすい社会教育施設サービスを提供します。
- 学校の余裕教室を活用し、地域住民に生涯学習環境を提供します。

市内公民館の利用状況（全館合計）

年度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
件数	16,021	14,616	15,808	16,582	16,944
人数	318,785	275,834	297,351	262,854	268,715

市立図書館および公民館図書室資料の利用人数、貸出冊数

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人数	420,420	409,838	455,006	467,195	473,182
貸出冊数	1,586,074	1,582,425	1,766,600	1,841,417	1,850,812

第5節 個性ある文化を創造し、継承するまちづくり

現況と課題

ライフスタイルの変化とともに価値観の多様化や余暇時間の増大を背景に、市民の芸術文化に対する関心が高まっています。また、芸術文化は、物の豊かさから心の豊かさへと人々の意識が変化している中であって、潤いのある豊かな生活を営むうえでは欠かせない要素となっています。

本市では、市民音楽ホールや市立美術館において、市民のみなさんに芸術文化に触れる機会を提供していますが、市民の芸術文化活動の場としても多数の方々に利用されています。今後も、市民の芸術文化活動の活性化のための拠点として期待されています。

また、市内には多くの歴史的な文化遺産があり、井野長割遺跡、本佐倉城跡、佐倉城跡、旧堀田邸、武家屋敷等の、原始から近代にかけての遺跡や名勝、建造物、そして、さまざまな伝統芸能や年中行事等の歴史を感じさせる有形、無形の民俗文化が受け継がれています。

これらの文化遺産は、長い歴史の中で生まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。地域の歴史や文化などの理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。

そのため、文化遺産を、次世代へと保全・継承していくことが求められています。

基本方針

- ・市民の生活に芸術文化を通じてゆとりと潤いをもたらし、地域に密着した個性ある芸術文化を創造するために、社会教育施設等を拠点として芸術文化に親しめる機会を提供します。また、市民の自発的な芸術文化活動に対して活動の場を提供するとともに、活動に関する助言や学習機会の提供、知識・情報の提供等を行い、市民の芸術文化活動を支援します。
- ・佐倉の伝統文化の理解を促し、次代に継承していくため、有形・無形の文化遺産の保存・活用に努めるとともに、市民が地域の歴史、文化に愛着をもてるよう、啓発を行います。



市立美術館



武家屋敷

施策の体系

- (1) 芸術文化活動の盛んなまちにします。
- ① 芸術文化に触れる機会を提供します。
 - ② 市民による芸術文化活動を支援します。
 - ③ 芸術文化に関する学習機会と情報提供を充実します。
- (2) 地域の歴史、文化に愛着のもてるまちにします。
- ① 市内に残る文化財や文化資産を保存活用します。
 - ② 文化財や文化資産の保存活用の意識を啓発します。

施策の説明

(1) 芸術文化活動の盛んなまちにします。

① 芸術文化に触れる機会を提供します。

真に心の豊かさを実感できるようにするためには、人々にゆとりと潤いをもたらす文化の果たす役割は大きいと言えます。そこで、市民音楽ホールや美術館等の社会教育施設を拠点として、多くの芸術文化に触れることのできる機会を提供していきます。

主な実現方策

- 市民音楽ホールにて、多くの市民に音楽を楽しむ機会を提供します。
- 国内外の優れた美術・作家を紹介する展覧会を開催します。

市民音楽ホール利用状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
利用件数	1,041	380	958	989	1,038
利用人数	106,612	55,114	95,667	99,356	89,454

※平成13年度は施設改修に伴う利用制限期間あり。



市民音楽ホール

市立美術館利用状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
開館日数	306	298	306	302	306
利用人数	50,507	67,866	58,803	57,549	53,740



市立美術館

②市民による芸術文化活動を支援します。

市民の芸術文化活動を活性化するため、市民音楽ホール、美術館等施設の使用や、活動に関する助言、団体間の調整等の支援を行います。

主な実現方策

- 芸術文化活動を行う団体に対して、共催・後援手続き等の支援を行います。

③芸術文化に関する学習機会と情報提供を充実します。

市民の芸術文化活動を活性化するため、学習機会の提供を行います。また、ホームページや印刷物による知識・情報の提供や、市民音楽ホール、美術館等を中心とした情報発信を行っていきます。

主な実現方策

- 各種音楽講座を通して音楽文化の理解と浸透を図ります。
- 佐倉市の文化関係記事を掲載した冊子「風媒花」を発刊します。

(2) 地域の歴史、文化に愛着のもてるまちにします。

①市内に残る文化財や文化資産を保存活用します。

文化財や文化資産は歴史や文化を理解するために貴重なものです。これらの文化財や文化資産の適正な保存活用を図るとともに、未来に継承していくため、所有者や活動団体と連携して保存活用を行います。

主な実現方策

- 旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館等の文化財施設を管理運営します。
- 文化財を保護するために、所有者に対して支援を行います。

②文化財や文化資産の保存活用の意識を啓発します。

市民の宝ともいえる文化財や文化資産を次代に引き継ぐため、講演会や見学会等を実施し、意識の啓発を行います。

主な実現方策

- 市民文化資産制度の周知を図り、市民の文化財に対する関心を高めます。
- 文化財の普及、周知に係る講演会等を実施します。



旧堀田邸



佐倉順天堂記念館

第6節 スポーツシーンのあるまちづくり

現況と課題

スポーツは、精神面での充足や楽しさをもたらし、また、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、心と体の両面にわたる健康の保持増進につながるものです。また、市民の意識も、健康への関心の高まりや余暇時間の増大に伴い、スポーツに対する関心が高まっています。

国では、スポーツを振興するため、平成12年に「スポーツ振興基本計画」を作成し、スポーツの振興による活力ある地域社会の実現をめざしています。

佐倉市でも、平成15年に作成しました「第2次佐倉市スポーツ振興基本計画」に基づき、だれもが気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ教室や大会を開催し、スポーツに接する機会の提供を行っています。

また、岩名運動公園や小中学校の運動施設を開放し、身近な運動の場の提供を図るとともに、スポーツ団体への支援や指導者の育成に努めてきました。

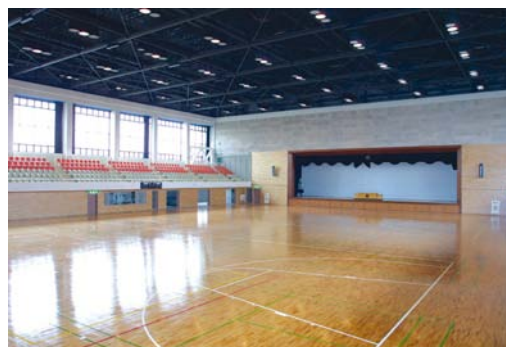
スポーツは、自ら体を動かすことのほかに、スポーツを見て楽しむことやスポーツを応援する楽しみもあります。さまざまな形で生涯にわたってスポーツに親しむことは、たいへん大きな意義があることから、さらにスポーツの振興を図る必要があります。

基本方針

- ・だれもが健康で、生涯にわたりスポーツを楽しめるよう、スポーツ振興施策を計画的、総合的に推進する体制を整備します。
- ・スポーツに親しめる環境を充実するため、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催しスポーツに親しむ機会を提供します。また、運動公園や体育館などの運動施設の活用により、スポーツを行う場所を提供します。
- ・生涯においてスポーツとの関係が持てるよう、スポーツ団体等の育成により団体活動を支援するとともに、地域スポーツ活動の担い手を育成し、地域でのスポーツ活動を促進します。
- ・市民のみなさんが多くのスポーツとふれあう機会を持てるように、スポーツに関する知識や情報を提供します。



佐倉朝日健康マラソン大会



市民体育館

施策の体系

- (1) 生涯スポーツの盛んなまちにします。
- ① スポーツ振興施策の推進体制を整備します。
 - ② スポーツを楽しむ機会を提供します。
 - ③ 地域のスポーツ団体の活動を支援します。
 - ④ 地域のスポーツ活動の担い手を育成します。
 - ⑤ スポーツに関する知識・情報を提供します。

施策の説明

(1) 生涯スポーツの盛んなまちにします。

①スポーツ振興施策の推進体制を整備します。

社会・生活環境の変化を背景に、ライフスタイルの個性化、多様化が進む中、生涯スポーツを楽しむ環境の整備が求められています。

市では、平成15年に策定した「第2次佐倉市スポーツ振興基本計画」に基づき、スポーツ振興施策に推進体制を整備し、総合的に取り組みます。

主な実現方策

- 第2次佐倉市スポーツ振興基本計画に基づき総合的にスポーツ振興施策を推進します。

②スポーツを楽しむ機会を提供します。

市民の生涯スポーツに関するニーズを把握し、市民がスポーツに親しめる環境を充実するため、各種市民スポーツ大会、スポーツ教室の開催や、観戦機会の提供を行うほか、岩名運動公園や小中学校の体育館、校庭等スポーツ活動を行う場所を提供します。

主な実現方策

- 市民が参加できるスポーツ大会、スポーツ教室を開催します。

③地域のスポーツ団体の活動を支援します。

生涯スポーツ施策の推進にあたり、市内にあるスポーツ団体等の育成を目的として、団体等が行う活動を支援します。

主な実現方策

- スポーツ活動を行う市民や団体に対して支援を行います。



市民体育祭 カヌー教室

④地域のスポーツ活動の担い手を育成します。

生涯スポーツ施策の推進にあたり、スポーツ指導者に対する講習会の実施や、スポーツ活動の指導者の登録・活用制度（スポーツリーダーバンク）の運用等により、地域スポーツ活動の担い手を育成します。

主な実現方策

- 指導者登録制度（スポーツリーダーバンク）を活用し、指導者の育成を図ります。
- 社会体育指導員を育成します。

⑤スポーツに関する知識・情報を提供します。

健康、体力づくりを目的としたスポーツに対する関心が高まっていることから、ホームページ等によりスポーツに関する知識や情報を提供します。

主な実現方策

- スポーツ資料館を運営し、スポーツに関する情報提供を行います。

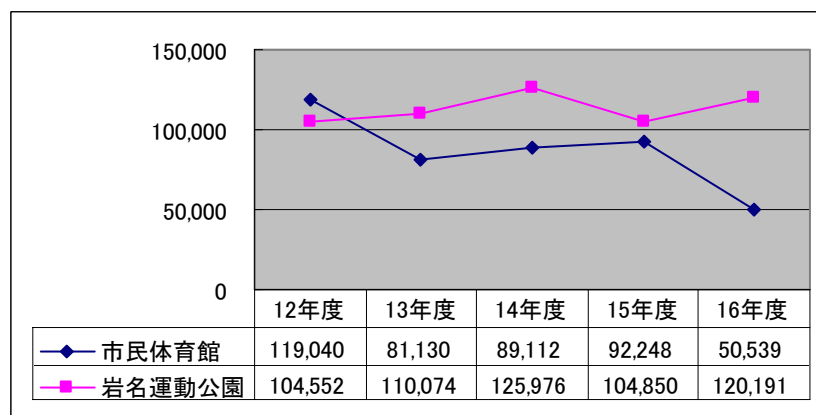


市民に開放された根郷中学校プール



地域スポーツ活動で活躍するスポーツリーダー

スポーツ施設利用状況（単位：人）



- ・岩名運動公園は陸上競技場、テニスコート、野球場、プールの各利用者の合計
- ・市民体育館は16年度に改修工事に伴う施設利用制限期間あり。

